

1. 検討経緯

平成15年1,3月 国及び東京都の方針の公表

「インターチェンジについてはインターチェンジ無しを検討の基本とするが、その設置については地元の意向等を踏まえる。」

「インターチェンジについては、今後、地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討する。」 「ジャンクション構造の一体的活用について検討する。」

(沿線区市長意見交換会等で、インターチェンジについて区市の意見を把握)

平成17年1月～ 三鷹市及び調布市において「オープンハウス・意見を聴く会」を開催
東八道路・国道20号インターチェンジについて次の4案の効果と影響を比較提示し、必要性等について意見を把握

A：インターチェンジを設置しない案

B：東八道路と国道20号に東名・関越両方面へ行き来できるインターチェンジを設置する案

C：東八道路南側に東名方向、国道20号北側に関越方向へ行き来できるインターチェンジを設置する案

D：東八道路南側に東名・関越両方向へ行き来できるインターチェンジを設置する案

2月～ 狛江市及び世田谷区において「オープンハウス・意見を聴く会」を開催
世田谷通りインターチェンジについて次の2案を提示

A：インターチェンジを設置しない案

B：東名・関越両方面へ行き来できるインターチェンジを設置する案

7月～ 練馬区及び杉並区において「オープンハウス・意見を聴く会」を開催
目白通りインターチェンジについて次の2案を提示

A：インターチェンジを設置しない案

B：東名方面へ行き来できるインターチェンジを設置する案

青梅街道インターチェンジについて、次の2案を提示

A：インターチェンジを設置しない案

B：東名・関越両方面へ行き来できるインターチェンジを設置する案

「考え方」に係る検討内容

「オープンハウス・意見を聴く会」等で提示した各IC別の検討案に関し、オープンハウスや意見を聴く会での意見等を踏まえ、適宜検討案を追加して、比較評価。

IC設置の有無の評価は、個別IC毎の評価のみで決まるものではなく、他のICの有無によって評価が変わる場合もあることから、
で他のIC無しの条件で、個別IC毎に設置の有無を検討し、その結果得られたIC条件（目白通りICあり、青梅街道IC関越方面ハーフ、東八道路ICあり）で、改めて交通の変化及び利便性等について検証し、IC設置案の妥当性を確認。

交通の変化の推計条件

推計時点：平成42年

道路条件：（自専道）三環状等の整備を前提（外環の東名以南の区間および高井戸IC下りONランプの整備を含む）

（一般道）東八道路（環八まで）、調布保谷線、環八（練馬の区間）、目白通り延伸等を前提

（外環の地上部街路の整備は見込まない）

IC等の条件： 検討対象のIC以外のICは「無し」を前提として検討

検討対象のIC以外のICについて での検討結果を踏まえたIC案を前提として確認

料金条件：外環は普通車500円均一、首都高は普通車800円均一（東京線）